



# 第85回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月29日（水曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 東京都中央区日本橋小伝馬町9番9号  
橋本総業ホールディングス株式会社  
本社7階会議室

橋本総業ホールディングス株式会社

証券コード:7570

## 株主の皆様へ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により、影響を受けられた方々に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社の第85回定時株主総会を6月29日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆様におかれましては、本年もぜひ議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

2022年6月

代表取締役社長 橋本 政昭

## 経営理念

設備商品の「流通」と「サービス」を通じて、  
快適な暮らしを実現する

設備のベストコーディネーター  
～施主様、工事業者様に、  
ベストな設備をご提案

流通としてベストパートナー  
～得意先様、仕入先様、当社グループで  
3位1体のベストなしくみの構築

会社としてベストカンパニー  
～株主様、社員、社会から  
ベストと言われる会社作り

## 目次

第85回定時株主総会招集ご通知……………	2
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件……………	5
第2号議案 取締役13名選任の件……	7
(提供書面)	
事業報告……………	17
連結計算書類……………	37
計算書類……………	39
監査報告……………	41
会場ご案内図……………	巻末

## 招集ご通知

株主各位

証券コード 7570  
2022年6月13日

東京都中央区日本橋小伝馬町9番9号

橋本総業ホールディングス株式会社

代表取締役社長 橋本 政昭

## 第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策をお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。なお、当日のご出席に代えて書面またはインターネットによる議決権行使の詳細につきましては、次頁をご参照ください。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋小伝馬町9番9号 橋本総業ホールディングス株式会社 本社7階会議室 (巻末の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <p>1. 第85期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第85期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 定款一部変更の件</p> <p>第2号議案 取締役13名選任の件</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  1. 会社の新株予約権等に関する事項
  2. 会計監査人の状況
  3. 会社の支配に関する基本方針
  4. 連結株主資本等変動計算書
  5. 連結注記表
  6. 株主資本等変動計算書
  7. 個別注記表

当社ウェブサイト (<https://www.hat-hd.co.jp/>)

## 議決権行使等についてのご案内



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日(水曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)  
午後5時45分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)  
午後5時45分入力完了分まで

### 議決権行使書のご記入方法

第1号議案について

賛成の場合 → 賛 に○印

反対の場合 → 否 に○印

第2号議案について

全員賛成の場合 → 賛 に○印

一部候補者に反対の場合 → 賛 に○印をして、反対する候補者番号を隣の空欄に記入して下さい

全員反対の場合 → 否 に○印

### 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第13条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新設)	<p><u>(附則)</u></p>
(新設)	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第13条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役13名選任の件

取締役全員（13名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。

つきましては、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	橋本政昭	代表取締役 社長	再任
2	阪田貞一	代表取締役 副社長	再任
3	田所浩行	取締役 専務執行役員	再任
4	伊藤光太郎	取締役 常務執行役員	再任
5	佐山秀一	取締役 常務執行役員	再任
6	倉本順一郎	取締役 常務執行役員	再任
7	佐々木地平	取締役 常務執行役員	再任
8	宇野輝	社外取締役	再任 独立
9	松永和夫	社外取締役	再任
10	相京重信	社外取締役	再任 独立
11	吉田友佳	社外取締役	再任 独立
12	宮川眞喜雄	社外取締役	再任 独立
13	宮内豊	社外取締役	再任 独立

※吉田友佳氏の戸籍上の氏名は、金子友佳であります。





# 1 橋本 政昭

1950年8月15日生

再任

## 略歴ならびに当社における地位、担当

1976年 4月	住友金属工業株式会社入社	1982年 2月	当社専務取締役
1978年 10月	当社入社	1985年 3月	当社取締役副社長
1980年 3月	当社取締役	1990年 10月	当社代表取締役社長（現任）

■所有する当社の株式の数

280,586株

■取締役在任年数

42年

■当期における  
取締役会への出席状況13/13回  
(100%)

## 重要な兼職の状況

橋本総業株式会社代表取締役会長

## 取締役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、経営の中枢において、リーダーシップを積極的に発揮し、当社グループの業績はもとより、業界全体の発展に努めてまいりました。今後さらに当社グループの中長期的な企業価値を向上させていくために重要な役割を果たすものと確信し、引き続き取締役候補者といたしました。



# 2 阪田 貞一

1950年10月4日生

再任

## 略歴ならびに当社における地位、担当

1976年 4月	新日本製鐵株式会社入社	1997年 6月	当社常務取締役管理本部長
1992年 4月	当社入社	2006年 6月	当社専務取締役管理本部長
1992年 7月	当社企画本部長、管理副本部長兼務	2007年 4月	当社代表取締役専務取締役管理本部長
1993年 6月	当社取締役企画本部長	2014年 6月	当社代表取締役副社長（現任）
1995年 10月	当社取締役管理副本部長		

■所有する当社の株式の数

125,325株

■取締役在任年数

29年

■当期における  
取締役会への出席状況13/13回  
(100%)

## 重要な兼職の状況

橋本総業株式会社代表取締役社長

## 取締役候補者とした理由

同氏は、当社の管理部門担当取締役として、財務体質の強化、リスクの削減及び収益力の向上に努め、これを実現してまいりました。今後も、豊富な実務経験を活かして当社グループの中長期的な事業基盤を確立させ、企業価値の向上に貢献するものと確信し、引き続き取締役候補者といたしました。



# 3 田所 浩行

1961年10月11日生

再任

## 略歴ならびに当社における地位、担当

1984年 3月	当社入社	2008年 7月	当社常務取締役営業副本部長
1999年 4月	当社東京東支店営業第2部長	2014年 6月	当社取締役常務執行役員販売本部長
2000年 1月	当社中央支店長	2017年 6月	当社取締役常務執行役員
2005年 6月	当社取締役東京東ブロック長	2019年 4月	当社取締役専務執行役員（現任）

■所有する当社の株式の数

21,217株

■取締役在任年数

5年

■当期における  
取締役会への出席状況

13/13回  
(100%)

## 重要な兼職の状況

橋本総業株式会社取締役専務執行役員

## 取締役候補者とした理由

同氏は、当社の経営企画部門の取締役として、これまでの豊富な経験を通じて得た知識を活かし、業務基盤を確立してまいりました。今後も業界発展に向けた対外事業とのパイプを強化するとともに、当社グループの企業価値向上に貢献するものと確信し、引き続き取締役候補者といたしました。



# 4 伊藤 光太郎

1963年3月11日生

再任

## 略歴ならびに当社における地位、担当

1986年 4月	株式会社住友銀行入行	2006年 6月	当社執行役員経営管理グループ長
1997年 9月	当社入社	2008年 6月	当社取締役経営管理グループ長
2001年10月	当社企画部長	2012年 7月	当社常務取締役管理副本部長
2006年 4月	当社経営管理グループ長、 経営管理部長、人事部長兼務	2014年 6月	当社取締役常務執行役員（現任）

■所有する当社の株式の数

18,403株

■取締役在任年数

14年

■当期における  
取締役会への出席状況

13/13回  
(100%)

## 重要な兼職の状況

橋本総業株式会社取締役常務執行役員

## 取締役候補者とした理由

同氏は、当社の管理部門の取締役として、経営管理、人事、システム部門を中心に、当社グループの企業価値の向上に努めてまいりました。今後も、長年の経験を活かし、グループ経営基盤を強化するとともに、中長期的な企業価値向上に貢献するものと確信し、引き続き取締役候補者といたしました。



# 5 佐山 秀一

1966年11月10日生

再任

## 略歴ならびに当社における地位、担当

1989年 3月	当社入社	2014年 10月	当社上席執行役員商品本部長代行兼務
2005年 10月	当社北海道支店長	2015年 4月	当社上席執行役員商品本部長
2008年 10月	当社北日本副グループ長	2015年 6月	当社取締役常務執行役員（現任）
2011年 7月	当社執行役員北日本副グループ長		

■所有する当社の株式の数

7,546株

■取締役在任年数

7年

■当期における  
取締役会への出席状況13/13回  
(100%)

## 重要な兼職の状況

橋本総業株式会社取締役常務執行役員

## 取締役候補者とした理由

同氏は、当社の仕入部門の取締役として、長年の経験、実績と豊富な知見を活かし、仕入先との関係強化に加え、グループ全体の新規事業の開発に努めてまいりました。今後も、競争力強化を通じ、機動的な経営に貢献するものと確信し、引き続き取締役候補者としていたしました。



# 6 倉本 順一郎

1968年4月26日生

再任

## 略歴ならびに当社における地位、担当

1992年 3月	当社入社	2015年 7月	当社上席執行役員首都圏エリア ブロック長
2006年 10月	当社東京東支店長	2016年 6月	当社取締役執行役員
2011年 4月	当社首都圏第一エリアブロック長	2017年 4月	当社取締役常務執行役員（現任）
2012年 4月	当社執行役員首都圏エリアブロック長		

■所有する当社の株式の数

7,596株

■取締役在任年数

6年

■当期における  
取締役会への出席状況13/13回  
(100%)

## 重要な兼職の状況

橋本総業株式会社取締役常務執行役員

## 取締役候補者とした理由

同氏は、当社のグループ販売部門の取締役として、長年の経験、実績とリーダーシップを活かし、当社の営業戦略の立案および営業活動全般の推進に努めてまいりました。今後も、当社グループの企業価値向上に貢献するものと確信し、引き続き取締役候補者としていたしました。



# 7 佐々木 地平

1970年5月7日生

再任

## 略歴ならびに当社における地位、担当

1993年 4月	株式会社住友銀行入行	2016年 4月	当社執行役員財務部、経理部掌管
2010年12月	当社入社	2018年 4月	当社執行役員財務部、経理部、総務部掌管
2014年 4月	当社財務部長	2019年 6月	当社取締役執行役員
2015年 4月	当社会計グループ長、財務部長兼務	2021年 4月	当社取締役常務執行役員（現任）

## 重要な兼職の状況

橋本総業株式会社取締役常務執行役員

## 取締役候補者とした理由

同氏は、当社の管理部門の取締役として、財務、経理、総務部門を中心に、当社グループの企業価値の向上に努めてまいりました。今後も、専門的知見を活かし、グループ経営基盤を強化するとともに、中長期的な企業価値向上に貢献するものと確信し、引き続き取締役候補者としていたしました。

■所有する当社の株式の数

1,839株

■取締役在任年数

3年

■当期における  
取締役会への出席状況

13/13回  
(100%)



# 8 宇野 輝

1942年8月15日生

再任

独立

## 略歴ならびに当社における地位、担当

1966年 4月	株式会社住友銀行入行	2003年 6月	SMBCコンサルティング株式会社 代表取締役会長兼会長執行役員
1993年 6月	同行取締役人形町支店長	2006年 2月	日本郵政株式会社執行役員
1996年 2月	株式会社住友クレジットサービス 代表取締役専務	2007年10月	株式会社ゆうちょ銀行常務執行役員
2000年 6月	同社代表取締役副社長	2009年 6月	当社社外取締役（現任）
2001年 4月	合併により三井住友カード株式会社 代表取締役副社長		

## 重要な兼職の状況

京都大学大学院経済学研究科経済学博士・フェロー  
DMG森精機株式会社シニアエグゼクティブフェロー  
株式会社三社電機製作所社外取締役

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、長年に亘り金融機関及び一般企業の経営に携わりその経歴を通じて培った金融及び経営の幅広い見識に基づき、当社グループの経営に対する有効な助言を期待し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

■所有する当社の株式の数

7,663株

■取締役在任年数

13年

■当期における  
取締役会への出席状況

13/13回  
(100%)



# 9 松永 和夫

1952年2月28日生

再任

## 略歴ならびに当社における地位、担当

- |          |                  |          |                      |
|----------|------------------|----------|----------------------|
| 1974年 4月 | 通商産業省（現：経済産業省）入省 | 2006年 7月 | 大臣官房長                |
| 2000年 6月 | 資源エネルギー庁石油部長     | 2008年 7月 | 経済産業省政策局長            |
| 2001年 1月 | 資源エネルギー庁資源・燃料部長  | 2010年 7月 | 経済産業省事務次官(2011年8月退官) |
| 2002年 7月 | 原子力安全・保安院次長      | 2011年 8月 | 経済産業省顧問              |
| 2004年 6月 | 原子力安全・保安院長       | 2012年 6月 | 当社顧問                 |
| 2005年 9月 | 大臣官房総括審議官        | 2014年 6月 | 当社社外取締役（現任）          |

## 重要な兼職の状況

一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任教授  
高砂熟学工業株式会社社外取締役  
名古屋大学客員教授  
ソニーグループ株式会社シニアアドバイザー  
三菱ふそうトラック・バス株式会社代表取締役会長

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、長年に亘り経済産業省において要職を歴任され、資源エネルギーや産業政策等の分野で培った広範な見識に基づき当社グループの経営に対する有効な助言を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

■所有する当社の株式の数

6,233株

■取締役在任年数

8年

■当期における  
取締役会への出席状況

13/13回  
(100%)



# 10 相京 重信

1949年10月1日生

再任

独立

## 略歴ならびに当社における地位、担当

- |          |   |          |                                 |
|----------|---|----------|---------------------------------|
| 1972年 4月 | 株式会社住友銀行入行                                    | 2007年 4月 | 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員法人部門統括責任役員 |
| 1999年 6月 | 同行執行役員人事部長                                    | 2010年 4月 | 日興コーディアル証券株式会社代表取締役会長           |
| 2001年 4月 | 株式会社三井住友銀行執行役員<br>法人統括部長                      | 2011年 4月 | SMBC日興証券株式会社代表取締役会長             |
| 2003年 6月 | 同行常務執行役員本店第一営業本部長                             | 2015年 4月 | 同社顧問                            |
| 2005年 6月 | 同行常務取締役兼常務執行役員                                | 2015年 6月 | 当社社外取締役（現任）                     |
| 2006年 4月 | 同行取締役兼専務執行役員<br>株式会社三井住友フィナンシャルグループ<br>専務執行役員 |          |                                 |

## 重要な兼職の状況

三井海洋開発株式会社社外取締役  
ニチコン株式会社社外取締役  
スターツコーポレーション株式会社社外監査役

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、長年に亘り金融機関の経営に携わりその経歴を通じて培った金融及び経営の幅広い見識に基づき、当社グループの経営に対する有効な助言を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

■所有する当社の株式の数

5,793株

■取締役在任年数

7年

■当期における  
取締役会への出席状況

13/13回  
(100%)



# 11 吉田 友佳

1976年4月1日生

再任 独立

(戸籍上の氏名 金子 友佳)

## 略歴ならびに当社における地位、担当

1994年 4月	プロテニスプレーヤー登録	2013年 ~ 2015年	フェドカップ日本代表監督
1998年 ~ 2001年	フェドカップ日本代表	2010年 2月	選手育成チームTeamYUKA代表 (現任)
1998年	全米ダブルスベスト8	2019年 6月	公益財団法人日本テニス協会理事 (現任)
2003年	全日本テニス選手権 シングルス・ダブルス優勝	2019年 6月	当社社外取締役 (現任)

■所有する当社の株式の数

1,363株

■取締役在任年数

3年

■当期における  
取締役会への出席状況

13/13回  
(100%)

## 重要な兼職の状況

株式会社クローバー代表取締役  
公益財団法人日本テニス協会理事

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、長年に亘りプロ選手及びコーチとして日本のテニス界に関わり、現在は公益財団法人日本テニス協会理事を務めております。そのスポーツを通じて培った指導力、コミュニケーション能力、組織運営力を当社の経営にも活かし、また女性の活躍推進に関する有効な助言をしてくれるものと期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。



# 12 宮川 眞喜雄

1951年1月6日生

再任 独立

## 略歴ならびに当社における地位、担当

1976年 4月	運輸省入省	2014年 3月	特命全権大使マレーシア国駐節
1979年 4月	外務省へ移籍	2020年 1月	内閣官房国家安全保障参与
2012年 6月	外務省中東アフリカ局長	2020年 6月	当社社外取締役 (現任)

■所有する当社の株式の数

1,063株

■取締役在任年数

2年

■当期における  
取締役会への出席状況

12/13回  
(92%)

## 重要な兼職の状況

—

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、長年に亘り外務省において要職を歴任され、外交政策や国家安全保障等の分野で培った広範な見識に基づき当社グループの経営に対する有効な助言を期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。



13 <sup>みやうち</sup>宮内

<sup>ゆたか</sup>豊

1958年5月27日生

再任

独立

### 略歴ならびに当社における地位、担当

1981年 4月 大蔵省（現：財務省）入省  
1987年 7月 灘税務署長  
2002年 7月 主計局主計官

2013年 7月 関税局長  
2016年 1月 内閣官房TPP政府対策本部  
国内調整総括官  
2021年 6月 当社社外取締役（現任）

### 重要な兼職の状況

三井住友信託銀行株式会社顧問  
株式会社カノークス社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、長年に亘り財務省において要職を歴任され、財政や関税の分野で培った広範な見識に基づき当社グループの経営に対する有効な助言を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

■所有する当社の株式の数

166株

■取締役在任年数

1年

■当期における  
取締役会への出席状況

10/10回  
(100%)

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.宇野輝氏、松永和夫氏、相京重信氏、吉田友佳氏、宮川眞喜雄氏および宮内豊氏は、社外取締役候補者であります。
- 3.当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円以上で、あらかじめ定めた金額または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。宇野輝氏、松永和夫氏、相京重信氏、吉田友佳氏、宮川眞喜雄氏および宮内豊氏とは、既に上記契約を締結しており、再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 4.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することになる、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 5.当社は、宇野輝氏、相京重信氏、吉田友佳氏、宮川眞喜雄氏および宮内豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
- 6.田所浩行氏は過去に当社の取締役として11年在任しており、これと併せた通算の在任年数は16年となります。



## ご参考：取締役候補者の有する主な知見や経験

候補者番号	氏名	経営経験	企画	営業	財務・会計	人事・労務	ガバナンス・法務	経済	金融	国際性・多様性
1	橋本 政昭	●	●	●				●	●	●
2	阪田 貞一	●			●				●	
3	田所 浩行	●	●	●						
4	伊藤 光太郎	●	●			●				
5	佐山 秀一	●	●	●						
6	倉本 順一郎	●	●	●						
7	佐々木 地平	●			●		●			
8	宇野 輝	●					●		●	
9	松永 和夫	●						●		●
10	相京 重信	●				●			●	
11	吉田 友佳	●				●				●
12	宮川 眞喜雄	●						●		●
13	宮内 豊	●			●			●		

※上記一覧表は、各候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

以上

## 提供書面

# 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 経営の基本方針

当社は、「設備商品の流通とサービスを通じて、快適な暮らしを実現する」というミッションのもと、当社に関心を持って頂けるすべてのステークホルダーのみなさまの期待に応え、事業を通じて社会に貢献することを目指しております。

ミッションー設備商品の「流通」と「サービス」を通じて、快適な暮らしを実現する

ビジョンー「3つのベストの追求」で、7つのステークホルダーのみなさまに貢献する

<3つのベストの追求>

- ① **設備のベストコーディネーター**
  - ー 施主様、工事業者様に最適な設備をご提案
- ② **流通としてベストパートナー**
  - ー 得意先様、仕入先様、当社で3位1体のベストなしくみの構築
- ③ **会社としてベストカンパニー**
  - ー 株主様、社員、社会からベストと言われる会社作り

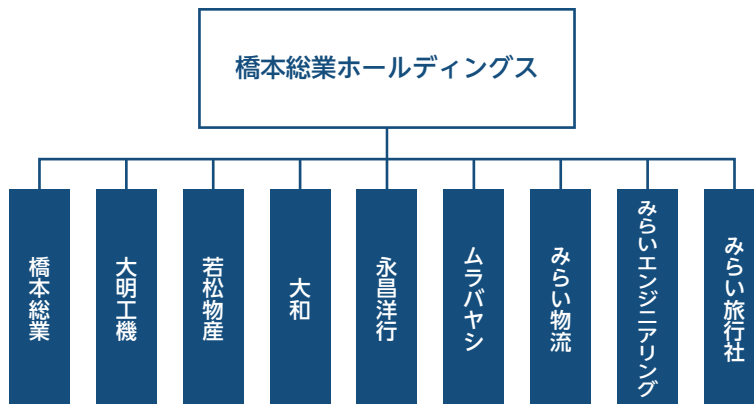
### (2) グループ構成

当社は

- ・橋本総業株式会社
- ・大明工機株式会社
- ・若松物産株式会社
- ・株式会社大和
- ・株式会社永昌洋行
- ・株式会社ムラバヤシ
- ・みらい物流株式会社
- ・みらいエンジニアリング株式会社
- ・株式会社みらい旅行社

のグループ化を通じて

さらなる成長、進化を目指します。



### (3) 中期の取組み

1. 3つのフルの追求－成長への取組み		
①フルカバー	どこでも	県別営業体制で全国需要に対応 ハブ+サテライト整備
②フルライン	何でも	お客様が望む商品を ワンストップ対応
③フル機能	どんなことでも	基本7機能、工程9機能、 ソリューション9機能の強化
2. みらい活動－業界最大最良のネットワークへの取組み		
①みらい会	みんなの会に	4位1体で県別（支店別）に展開
②みらい市	みんなの市に	会員相互の販促の場に
③みらいサービス	みんなのサービスに	各種サービスを別会社化で展開
3. 進化活動－生産性向上への取組み		
①しくみ作り	みらいプラン	商流（一貫化）、物流（共同化） 情報（共有化）
②ひと作り	みらいアカデミー	業界のプロの人材育成 （リアル+オンデマンド研修）
③しかけ作り	会社の質の向上	デジタル化、ITの活用、 5S、見える化、チーム活動、
4. ESG活動（H－SDG活動）		
H ヘルス	ホワイト500	健康企業、医療、 スポーツ（テニス、ゴルフ）
S ソサエティ	プライム市場継続	社会貢献（業界、B L R） 産学連携、市場選択
D デジタル	DXカンパニー	社内DX、取引先との連携、 業界プラットフォーム
G グリーン	グリーンカンパニー	再生エネルギー活用、CO2 1/2 R E I O O

#### (4) 対処すべき課題

国際的な政治情勢の変化や新型コロナウイルスの影響等、当社を取り巻く環境は今後も先行きの見通しが困難な状況が続いています。

一方、DX等の新たな技術とともに、私たちを取り巻く環境や働き方も大きな変化が求められています。

当社は、「7つのみらい」をチャンスととらえ、具体的テーマ（商材）に取り組んでまいります。



#### <7つのみらい>

分野	キーワード	みらい商材
①コロナ対応	経済対策、 ウィズコロナ、アフターコロナ	コロナ対策商材（換気、除菌、免疫力）
②環境エネルギー	カーボンゼロ、省、創、蓄エネ	環境エネルギー商材（空調、換気、給湯）
③中古住宅流通、 リフォーム	ストック活用、各種リフォーム （水回り、省エネ他）	リフォーム商材（水回り、省エネ、非住宅）
④健康、快適	社会保障改革、高齢化、 医療・介護改革	ウェルネス商材（コパ・外化、医療、介護）
⑤安全、安心	国土強靱化、 地震、水害、防災、復興	インフラ商材（復興、防災、防犯）
⑥地域活性化	地域需要、地域創生、観光	地域商材（地域、農業、観光）
⑦IT技術の活用	デジタルエコノミー ネット、シェアビジネス 5G、IoT、AI、ビッグデータ	IT商材（IoT、AI、5G）

## (5) 今期の取組み

- ①お取引先第一主義の徹底
  - －早い、安い、確実を追求し、CS向上に取組む
- ②成長への取組み
  - －お取引先様と一緒に、新規増分に取組む
- ③進化への取組み
  - －しくみ、ひと、しかけ作りで、生産性向上に取組む



<行動指針> (10の約束) キッチとした仕事、約束を守る、ピンチをチャンスに

①約束	キッチとした仕事で、予算を達成(約束)
②CS向上	早い、安い、確実の追求で、CS NO. 1
③成長	物件、日売、新規の推進で、増分の追求
④進化	早い、安い、安心の追求で、生産性の向上
⑤3つのフル	フルカバー、フルライン、フル機能で、成長への取組み
⑥みらい活動	みらい会、みらい市、みらいサービスで、業界最大最良のネットワーク
⑦進化活動	しくみ作り、人作り、しかけ作りで、生産性向上
⑧S-ソサエティ	社会から見て正しく価値ある会社に、プライム市場継続
⑨D-デジタル	困ったをDXで解決、DXカンパニーを目指す
⑩G-グリーン	スマート化(省、蓄、創、制エネ)の追求、グリーンカンパニーを目指す

## (6) 部門別の状況

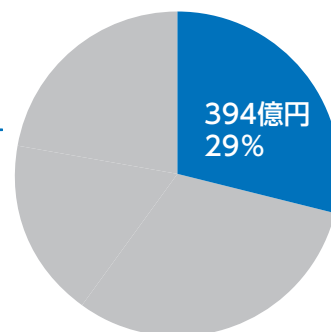
### 管材類



#### 事業別概要

住宅分野では、新築住宅の着工増、リフォーム需要増により増加しました。非住宅分野でも、設備投資の回復や大型案件の着工が進み、増加しました。

当社といたしましては、商品の安定供給のため、**在庫アイテムの充実、物流機能の活用、商材の拡大**に注力いたしました。



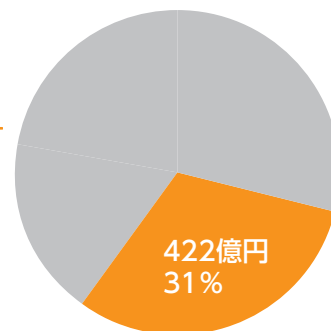
### 衛生陶器・金具類



#### 事業別概要

職場環境や生活様式の変化を受けて、住宅分野、非住宅分野ともに設備の交換需要が増加し、好調に推移しました。

当社といたしましては、**在庫・物流機能を活用した商品の安定的な供給**につとめるとともに、商品の供給情報等の発信に注力いたしました。



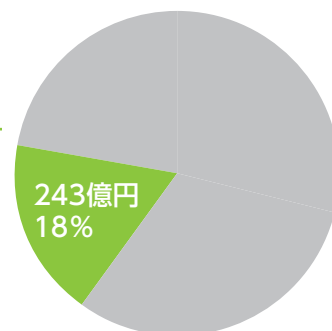
## 住宅設備機器類



### 事業別概要

給湯機器は、部材調達が困難な状況となり低迷しましたが、エコキュートは取替需要が堅調に伸長しました。キッチン設備も好調に推移しました。

当社といたしましては、お客様への情報発信、在庫機能を活用した商品の安定的な供給、また、取替需要への対応に注力いたしました。



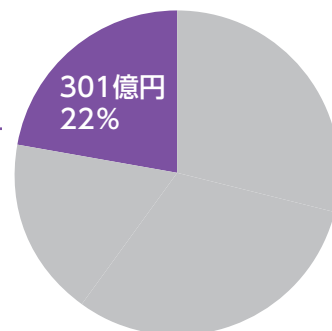
## 空調機器・ポンプ



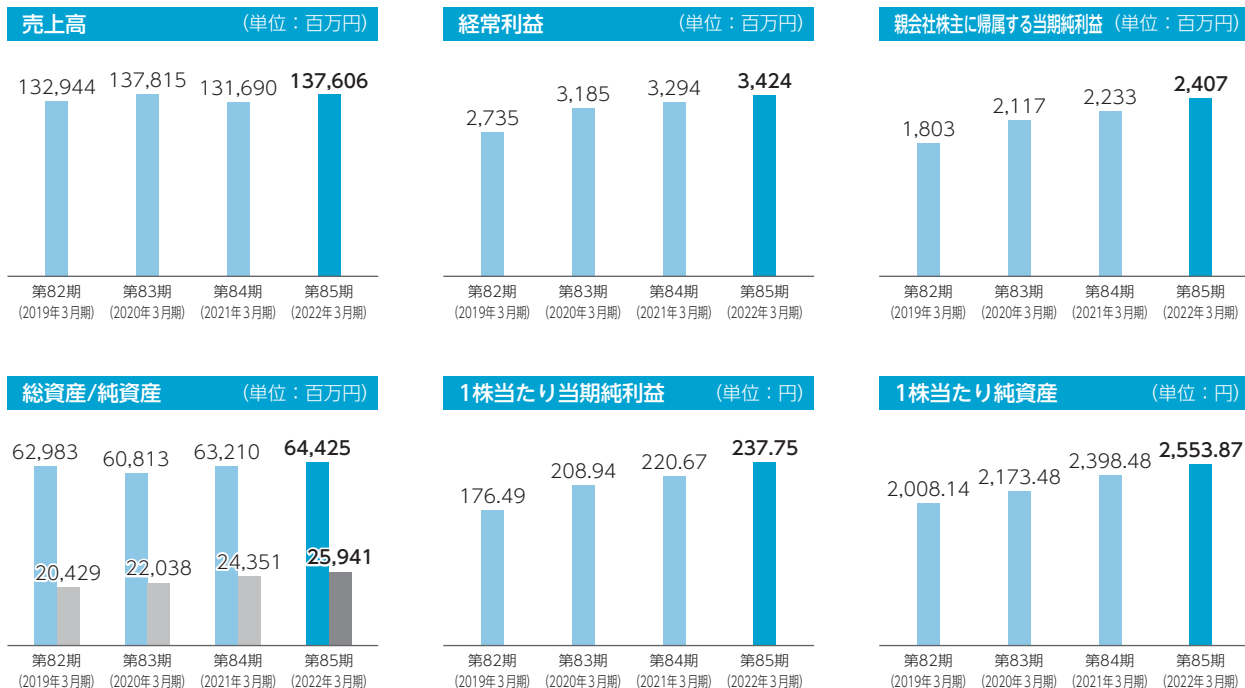
### 事業別概要

住宅用の空調機器は、家庭用では高性能型ルームエアコン、暖房用機器の需要が増加しました。業務用空調機器、汎用ポンプ、家庭用ポンプも堅調に推移しました。

当社といたしましては、メーカー様との連携強化、お客様の幅広いニーズに合わせた提案に注力いたしました。



## (7) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



	第82期 (2019年3月期)	第83期 (2020年3月期)	第84期 (2021年3月期)	第85期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	132,944	137,815	131,690	137,606
経常利益 (百万円)	2,735	3,185	3,294	3,424
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,803	2,117	2,233	2,407
1株当たり当期純利益 (円)	176.49	208.94	220.67	237.75
総資産 (百万円)	62,983	60,813	63,210	64,425
純資産 (百万円)	20,429	22,038	24,351	25,941
1株当たり純資産 (円)	2,008.14	2,173.48	2,398.48	2,553.87

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は2019年4月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っております。第81期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



## (8) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,186百万円であり、主なものは次のとおりであります。

設備名	内 容	所在地	投資額
橋本総業ホールディングス株式会社 神奈川福浦事務所・倉庫	土地及び建物	神奈川県横浜市	1,016百万円
橋本総業ホールディングス株式会社 東 駒 形 マ ン シ ョ ン	土地及び建物	東京都墨田区	560百万円
橋 本 総 業 株 式 会 社 基 幹 シ ス テ ム	システム構築	東京都中央区	114百万円

## (9) 資金調達の状況

当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額70億円のコミットメントライン契約を主幹事の株式会社三井住友銀行と締結しております。

## (10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
橋本総業株式会社	101百万円	100%	管工機材、住宅設備機器の販売
大明工機株式会社	30百万円	100%	工業用バルブ及び機器の販売
若松物産株式会社	10百万円	100%	空調設備の販売及び施工
株式会社大和	78百万円	100%	配管資材等の販売
株式会社永昌洋行	12百万円	100%	住宅設備機器の販売及び施工
株式会社ムラバヤシ	25百万円	100%	管工機材、空調機器、自動制御機器の販売
みらい物流株式会社	30百万円	100%	商品管理、配送請負、輸出入の手配
みらいエンジニアリング株式会社	50百万円	70%	建築設備工事の設計、施工
株式会社みらい旅行社	10百万円	100%	旅行業務、保険代理業務

## (11) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

管工機材及び住宅設備機器の販売

## (12) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

### ① 当社の本社

東京都中央区日本橋小伝馬町9番9号

### ② 主要な子会社の事業所

#### イ. 橋本総業株式会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区	静 岡 支 店	静 岡 県 沼 津 市
東 京 配 送 セ ン タ ー	東 京 都 江 東 区	浜 松 支 店	静 岡 県 浜 松 市
北 海 道 支 店	北 海 道 札 幌 市	中 部 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市
道 東 営 業 所	北 海 道 帯 広 市	中 部 配 送 セ ン タ ー	愛 知 県 名 古 屋 市
青 森 支 店	青 森 県 青 森 市	三 重 営 業 所	三 重 県 津 市
北 東 北 支 店	岩 手 県 紫 波 郡	岐 阜 支 店	岐 阜 県 羽 島 郡
秋 田 支 店	秋 田 県 秋 田 市	滋 賀 営 業 所	滋 賀 県 東 近 江 市
東 北 支 店	宮 城 県 仙 台 市	新 潟 支 店	新 潟 県 新 潟 市
山 形 営 業 所	山 形 県 山 形 市	北 陸 支 店	石 川 県 金 沢 市
福 島 支 店	福 島 県 郡 山 市	関 西 支 店	大 阪 府 大 阪 市
埼 玉 支 店	埼 玉 県 久 喜 市	京 都 営 業 所	京 都 府 久 世 郡
栃 木 支 店	栃 木 県 宇 都 宮 市	岡 山 営 業 所	岡 山 県 岡 山 市
群 馬 支 店	群 馬 県 佐 波 郡	山 陰 営 業 所	島 根 県 出 雲 市
多 摩 支 店	東 京 都 立 川 市	広 島 営 業 所	広 島 県 広 島 市
山 梨 支 店	山 梨 県 中 巨 摩 郡	四 国 支 店	香 川 県 高 松 市
長 野 支 店	長 野 県 長 野 市	松 山 営 業 所	愛 媛 県 松 山 市
神 奈 川 支 店	神 奈 川 県 横 浜 市	九 州 支 店	福 岡 県 福 岡 市
相 模 原 支 店	神 奈 川 県 相 模 原 市	熊 本 営 業 所	熊 本 県 熊 本 市
川 崎 支 店	神 奈 川 県 横 浜 市	南 九 州 営 業 所	鹿 児 島 県 鹿 児 島 市
茨 城 支 店	茨 城 県 土 浦 市	沖 縄 営 業 所	沖 縄 県 那 覇 市
千 葉 支 店	千 葉 県 白 井 市		

#### ロ. 大明工機株式会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	埼 玉 県 川 口 市	富 士 営 業 所	静 岡 県 富 士 市
北 海 道 営 業 所	北 海 道 苫 小 牧 市	名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 名 古 屋 市
石 巻 営 業 所	宮 城 県 石 巻 市	大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市
鹿 島 営 業 所	茨 城 県 神 栖 市	広 島 営 業 所	広 島 県 大 竹 市
千 葉 営 業 所	千 葉 県 市 原 市	八 代 営 業 所	熊 本 県 八 代 市
横 浜 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市	日 南 営 業 所	宮 崎 県 日 南 市

#### ハ. 若松物産株式会社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	愛 知 県 名 古 屋 市	東 海 支 店	愛 知 県 東 海 市

## 二. 株式会社大和

名 称	所在地	名 称	所在地
本 社	大阪府 大阪市	配 送 セ ン タ ー	大阪府 大阪市

## ホ. 株式会社永昌洋行

名 称	所在地	名 称	所在地
本 社	福岡県 福岡市	箱 崎 営 業 部	福岡県 福岡市

## ヘ. 株式会社ムラバヤシ

名 称	所在地	名 称	所在地
本 社	青森県 青森市	十 和 田 出 張 所	青森県 十和田市

## ト. みらい物流株式会社

名 称	所在地	名 称	所在地
本 社	東京都 江東区		

## チ. みらいエンジニアリング株式会社

名 称	所在地	名 称	所在地
本 社	東京都 千代田区		

## リ. 株式会社みらい旅行社

名 称	所在地	名 称	所在地
本 社	東京都 中央区		

## ③ 子会社

名 称	本 社 所 在 地
橋 本 総 業 株 式 会 社	東 京 都 中 央 区
大 明 工 機 株 式 会 社	埼 玉 県 川 口 市
若 松 物 産 株 式 会 社	愛 知 県 名 古 屋 市
株 式 会 社 大 和	大 阪 府 大 阪 市
株 式 会 社 永 昌 洋 行	福 岡 県 福 岡 市
株 式 会 社 ム ラ バ ヤ シ	青 森 県 青 森 市
み ら い 物 流 株 式 会 社	東 京 都 江 東 区
み ら い エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	東 京 都 千 代 田 区
株 式 会 社 み ら い 旅 行 社	東 京 都 中 央 区

### (13) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

#### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
869 (145) 名	26 (13) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

#### ② 当社の使用人の状況

2022年3月31日現在、従業員はおりません。

(注) 当社は持株会社であり、管理・経理事務処理業務等に関しては橋本総業株式会社に委託しております。

### (14) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,950百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,250百万円
株式会社三菱UFJ銀行	350百万円
株式会社みずほ銀行	350百万円

### (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 35,000,000株  
 ② 発行済株式の総数 10,646,526株  
 ③ 株主数 4,477名  
 ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ハット企画	2,565,588株	25.18%
橋本総業従業員持株会	687,288	6.75
橋本総業取引先持株会	565,517	5.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	382,300	3.75
橋本総業得意先持株会	342,350	3.36
橋本政昭	280,586	2.75
株式会社三井住友銀行	272,250	2.67
株式会社日本カストディ銀行	268,200	2.63
日本生命保険相互会社	242,000	2.37
株式会社小泉	151,000	1.48

(注) 1. 上記のほか、自己株式が457,010株ありますが、上記大株主より除いております。  
 2. 持株比率は自己株式（457,010株）を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	2,515株	7名
社外取締役	396	6
監査役	297	4

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告30～31頁「(2)④取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。  
 2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

#### <ご参考>

##### (1) 政策保有に関する方針

営業上の取引関係の維持・強化に繋がるか、事業活動の円滑な推進等を通じて当社の中長期的な企業価値の向上に結びつくかを総合的に分析し、継続して保有する経済合理性が乏しいと判断した場合は、適宜、政策保有株の削減や売却を実施しております。

保有の適否については、定期的に、取締役会において、保有目的の整合性や保有に伴う便益、リスクが資本コストに見合っているかなどを個別具体的に精査して判断しております。

##### (2) 政策保有株式に係る議決権行使の基準

当社と投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かを基準に、投資先企業の株主総会議案の内容を精査し、議決権を行使することとしております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	橋 本 政 昭	橋本総業株式会社代表取締役社長
代表取締役副社長	阪 田 貞 一	グループ戦略、特命事項 橋本総業株式会社代表取締役副社長 合同製鐵株式会社社外取締役
取締役専務執行役員	田 所 浩 行	グループ戦略、グループ経営企画 橋本総業株式会社取締役専務執行役員
取締役常務執行役員	伊 藤 光 太 郎	グ ル ー プ 管 理 橋本総業株式会社取締役常務執行役員
取締役常務執行役員	佐 山 秀 一	グ ル ー プ 仕 入 企 画 橋本総業株式会社取締役常務執行役員
取締役常務執行役員	倉 本 順 一 郎	グ ル ー プ 販 売 企 画 橋本総業株式会社取締役常務執行役員
取締役執行役員	佐々木 地 平	総務部、財務部、経理部管掌、特命事項 橋本総業株式会社取締役執行役員
取締役（社外）	宇 野 輝	京都大学大学院経済学研究科経済学博士・フェロー DMG森精機株式会社シニアエグゼクティブフェロー 株式会社三社電機製作所社外取締役
取締役（社外）	松 永 和 夫	一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任教授 高砂熱学工業株式会社社外取締役 名古屋大学客員教授 ソニーグループ株式会社シニアアドバイザー 三菱ふそうトラック・バス株式会社代表取締役会長
取締役（社外）	相 京 重 信	三井海洋開発株式会社社外取締役 ニチコン株式会社社外取締役 スターツコーポレーション株式会社社外監査役
取締役（社外）	吉 田 友 佳	株式会社クローバー代表取締役 公益財団法人日本テニス協会理事
取締役（社外）	宮 川 眞 喜 雄	-
取締役（社外）	宮 内 豊	三井住友信託銀行株式会社顧問 株式会社カノークス社外取締役
常勤監査役	橋 本 和 夫	橋本総業株式会社監査役
監査役（社外）	森 口 昭 治	-
監査役（社外）	中 村 中	株式会社ファインビット代表取締役
監査役（社外）	吾 妻 裕	橋本総業株式会社社外監査役 吾妻裕公認会計士事務所所長

- (注) 1. 常勤監査役橋本和夫氏、監査役森口昭治氏、監査役中村中氏及び監査役吾妻裕氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役橋本和夫氏は、長年に亘り当社の財務部長を務め、決算業務に携わってきた経験があります。
  - ・監査役森口昭治氏は、30年に亘り銀行業に携わり、一般企業の代表取締役社長として経営にも携わっております。
  - ・監査役中村中氏は、28年に亘り銀行業に携わり、金融機関の業務企画・商品企画並びに企業分析などの経験があります。また、中小企業診断士の資格を有しております。
  - ・監査役吾妻裕氏は、29年に亘り監査法人に勤務し、監査業務に携わってきた経験があります。また、公認会計士の資格を有しております。
2. 当社は、社外取締役宇野輝氏、相京重信氏、吉田友佳氏、宮川眞喜雄氏、宮内豊氏及び社外監査役吾妻裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役宇野 輝氏、取締役松永和夫氏、取締役相京重信氏、取締役吉田友佳氏、取締役宮川眞喜雄氏および取締役宮内豊氏につきましては1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額、監査役森口昭治氏、監査役中村 中氏及び監査役吾妻 裕氏につきましては、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3条第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が負担することになる、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害が填補されることとなります。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

### a.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、役員規程の定めに従い、月例の固定報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

### b.非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等として、譲渡制限付株式を付与する。

譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役を退任する日までの期間とし、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、株価、役位、取締役の貢献度及び職責等を総合的に勘案のうえ取締役会において決定するものとする。

### c.金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、最も適切な支給割合となるよう決定するものとする。

### d.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の評価配分とする。

株式報酬は、株式報酬規程の定めに従い、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

## □. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	114百万円 (28)	105百万円 (27)	－ (－)	9百万円 (1)	13名 (6)
監査役 (うち社外監査役)	23 (14)	22 (13)	－ (－)	0.9百万円 (0.6)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	138 (43)	128 (41)	－ (－)	10百万円 (1.6)	17 (9)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、1996年6月27日開催の第59回定時株主総会において年額300万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）。また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第83回定時株主総会において、株式報酬の額として年額300万円以内（うち社外取締役は300万円以内）、株式数の上限を年30千株以内（うち、社外取締役は3千株以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、13名（うち、社外取締役は6名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、1996年6月27日開催の第59回定時株主総会において年額300万円以内と決議しております。また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第83回定時株主総会において株式報酬の額として年額300万円以内、株式数の上限を年3千株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は3名）です。
5. 取締役会は、代表取締役社長に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の職務分掌や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

## ハ. 社外役員が子会社から受けた報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が子会社から、役員として受けた報酬等の総額は60万円であります。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

- 取締役宇野 輝氏は、京都大学大学院経済学研究科の経済学博士・フェロー、DMG森精機株式会社シニアエグゼクティブフェロー及び株式会社三社電機製作所社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役松永和夫氏は、一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任教授、高砂熱学工業株式会社社外取締役、名古屋大学客員教授、ソニーグループ株式会社シニアアドバイザー及び三菱ふそうトラック・バス株式会社代表取締役会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役相京重信氏は、三井海洋開発株式会社社外取締役、ニチコン株式会社社外取締役及びスターツコーポレーション株式会社社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役吉田友佳氏は、株式会社クローバー代表取締役及び公益財団法人日本テニス協会理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役宮内 豊氏は、三井住友信託銀行株式会社顧問及び株式会社カノークス社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 監査役中村 中氏は、株式会社ファインビットの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 監査役吾妻 裕氏は、吾妻裕公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また、同氏は、橋本総業株式会社の監査役であります。同社は当社の子会社であります。



## □. 当事業年度における主な活動状況

## &lt; 取締役会出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 &gt; (13回開催)

		主	な	活	動	内	容	
取	締	役	宇	野	輝	当事業年度に開催された取締役会全13回中13回出席いたしました。取締役会では積極的に意見を述べており、特に金融情勢について豊富な経験と高い知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。		
取	締	役	松	永	和	夫	当事業年度に開催された取締役会全13回中13回出席いたしました。取締役会では積極的に意見を述べており、特に経済情勢について豊富な経験と高い知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。	
取	締	役	相	京	重	信	当事業年度に開催された取締役会全13回中13回出席いたしました。取締役会では積極的に意見を述べており、特に証券情勢や株価について豊富な経験と高い知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。	
取	締	役	吉	田	友	佳	当事業年度に開催された取締役会全13回中13回出席いたしました。取締役会では積極的に意見を述べており、特にスポーツ情勢や女性活躍推進について豊富な経験と高い知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。	
取	締	役	宮	川	眞	喜	雄	当事業年度に開催された取締役会全13回中12回出席いたしました。取締役会では積極的に意見を述べており、特に国際情勢について豊富な経験と高い知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取	締	役	宮	内	豊	2021年6月29日就任以降に開催された取締役会全10回中10回出席いたしました。取締役会では積極的に意見を述べており、特に財政や関税について豊富な経験と高い知識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。		
監	査	役	森	口	昭	治	当事業年度に開催された取締役会全13回中13回出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。	
監	査	役	中	村	中	当事業年度に開催された取締役会全13回中13回出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。		
監	査	役	吾	妻	裕	当事業年度に開催された取締役会全13回中13回出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。		

## &lt; 監査役会出席状況 &gt; (12回開催)

		主	な	活	動	内	容
監	査	役	森	口	昭	治	当事業年度に開催された監査役会全12回中12回出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
監	査	役	中	村	中	当事業年度に開催された監査役会全12回中12回出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。	
監	査	役	吾	妻	裕	当事業年度に開催された監査役会全12回中12回出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。	

## 3 コーポレート・ガバナンスに対する取組み

### (1) コーポレート・ガバナンスの基本方針

当社は、「設備商品の流通とサービスを通じて、快適な暮らしを提供する」という経営理念を掲げ、「株主様・施主様・工事業者様・得意先様・仕入先様・社会・社員」という7つのステークホルダーの皆様の期待にお応えできるよう、経営の健全性・透明性・効率性を確保し、コーポレート・ガバナンスの継続的強化に努めてまいります。

### (2) コーポレート・ガバナンス体制

#### ① 機関設計

当社は、監査役会制度を基礎として、独立役員を含む社外役員を選任により経営監督機能を強化しております。また、経営環境の変化に迅速に対応するため、監督機能（取締役）と業務執行機能（執行役員）の分離を行うことを目的とした執行役員制度を導入しております。

#### ② 取締役会の役割・責務

取締役会は、全社基本方針の決定や高度な経営判断、業務執行の監督を行う機関と位置づけております。また、独立取締役を含む社外取締役を選任することにより、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築し、経営の健全性、透明性を確保しております。

#### ③ 取締役会の構成

当社では定款において取締役の員数を20名以内と定めており、現在13名の取締役を選任し、うち6名が社外取締役という構成になっております。様々な経営環境の変化に的確かつ迅速に対応できるよう、知識・経験・能力のバランスを考慮し、多彩なバックグラウンドを有する人材を取締役に選任することで、取締役会の役割・責務を実務的に果たしております。

#### ④ 社外取締役

当社では、社外取締役を6名選任し、そのうち5名が独立社外取締役という構成になっております。

当社では、業界の知見、経営に関する経験、専門的な能力などを考慮し、各分野で見識の高い人材を社外取締役に選定し、バランス、多様性に配慮しております。

#### ⑤ 取締役会の実効性確保

各取締役に、取締役会資料の事前配布に努めることにより、各取締役が審議事項について事前に思考する時間を確保しております。また、取締役会当日においても討論、審議の時間を十分確保し、活発な討論を実現しております。

#### ⑥ 関連当事者取引

当社と役員、または当社と役員が実質的に支配する法人との取引が、例外的に発生するような場合には、事前に取締役会にその内容を上程し、十分な審議のうえ、決議しております。

#### ⑦ 役員に対するトレーニング方針

社内の役員に対しては、担当業務に関して自己研鑽に努められるように、様々な研修会に参加する機会を提供しております。また、取締役会の場においても、社外役員から専門分野に関する情報提供を受け、各業界の最新動向を学ぶ機会を提供しております。

### (3) 役員選解任の方針及び手続き

#### ① 役員選任の方針及び手続き

当社は、取締役及び監査役それぞれ職責を果たすために必要な能力があると認められる者を、候補者として選定しております。取締役及び監査役の候補者は取締役会にて決定し、その後株主総会の選任決議にかけられます。また、監査役につきましては、財務・会計に知見を有している者が1名以上選任されるように配慮し、その候補者選定においては事前に監査役会の同意を得ております。

## ② 役員解任の方針及び手続き

当社では、取締役及び監査役の解任に関しましては、選任の方針に沿った責務や役割を果たすことが困難と認められる場合に、取締役会にて発議することとしております。

## ③ 役員兼任に対する考え方

当社では、他の上場会社の役員を兼任する取締役および監査役の業務に支障がでないように、その兼任する社数が合理的な範囲内であることをチェックしております。

## (4) 役員の報酬

役員の報酬額は、固定給（月額報酬）と譲渡制限付株式報酬で構成されております。固定給の額及び譲渡制限付株式の数は、ともに役員報酬枠の範囲内で役員規程の定めに従い決定しております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、社内各部門に対する定期的監査を実施し、不正の発覚、防止と業務改善に努める。
- ロ. 管理本部長を委員長とし、弁護士など外部専門家を委員に加えた「コンプライアンス委員会」を設置し、取締役及び使用人が法令、企業倫理、社内規程の遵守の観点から適切な日常活動を取り続けるよう、当社グループ全体のコンプライアンスを統括する。
- ハ. コンプライアンスに関する相談窓口として社内・社外の窓口を備えた内部通報制度を設け、違法、不当と考えられる行為を発見した場合に直ちに相談できる体制を構築するとともに通報者に不利益が及ばないようにする。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 業務の運営に対して、情報の保存、管理に関する社内規程を有しており、取締役の職務執行に関しても当該社内規程に基づいて処理を行う。
- ロ. 取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他取締役の職務の執行に係る重要な文書の保存については、文書管理規程に定める文書保存基準にて情報の保存、管理を行う体制としている。
- ハ. 各規程類は管理担当部門（総務部）が審査、保管する体制とし、必要に応じて改廃を行う。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 損失の危険に関してはグループ各社で規程を定め適正な運用をする体制とする。特に業務、与信、資金の管理は以下のとおり行う体制とする。
  - (ア) 業務管理
    - ・ 監査部は業務執行部門とは独立した部門として、各社の業務遂行状況を定期的に監査し、結果を社長に報告するとともに改善を促進する体制を図る。
  - (イ) 与信管理
    - ・ 得意先の与信枠、取引条件はグループ各社でリスク度をチェックし、最終的には稟議書にて決定する。
    - ・ 売上債権管理は、社外情報も勘案し、グループ各社の社内ルールに基づいて日々の総債権の管理を行い、グループ各社で一元管理体制を図る。
  - (ウ) 資金管理
    - ・ 売掛金、買掛金管理はグループ各社で集中管理し、経理データと得意先、仕入先データの突合等を通じて正確な処理を行う。

- ・一定額以上の経費、投資が発生する案件は額に応じて役付取締役の決裁を受けることとする。
  - ・グループ各社にて会計的、税務的なチェックを行い、必要に応じて監査法人や税理士のチェックを受ける体制とする。
- . また、グループ各社において、日々の業務の中で新たに発見された重要なリスクについては、当社へ報告を行う体制とする。また、当社グループ全体のリスク管理も統括するコンプライアンス委員会が対応、協議し、その内容を必要に応じて取締役会に報告することで、グループ全社での対応策を共有する。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- イ. 常務取締役以上で構成される経営会議において、取締役会に上程する案件を審議する。
  - . 取締役会は経営方針や経営戦略の決定を行う機関とする。更に取締役会の決定に基づき、グループ各社の営業責任者と管理責任者で構成される執行役員会議を月1回開催し、進捗状況を確認する。
  - ハ. 具体的な業務執行の報告及び方針の伝達徹底手段として、グループ各社の部支店長以上で構成される営業会議を月1回開催する。
- ⑤ **当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- イ. グループ各社の代表者は、毎月開催される当社の取締役会において業務推進状況を確認するとともに重要事項に関して協議を行い情報の共有化及び職務執行の効率化を図る。
  - . また、当社取締役会において、グループ各社の業務実績の報告及び計画の承認を行う。
  - ハ. 当社の監査部は、定期的にグループ各社の監査を行う。
  - ニ. 当社の総務部は「関係会社管理規程」に基づき、当社及びグループ各社の業務の円滑化及び管理の適正化を図り企業集団における業務全般にわたる内部統制システムの整備を行うよう指導・育成する。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役監査規程において監査業務の分担を定めることができ、また取締役に対して職務を補助すべき使用人を置くことを求められる体制とする。
- ⑦ **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- 監査役を補助すべき使用人を求められた場合、監査役の指示の実効性を確保すべく、取締役からの指揮命令を受けない。
- ⑧ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**
- イ. 監査役は監査役会規程に基づき、会計監査人、取締役又はその他の者から報告を受けることができる体制とする。
  - . 監査役は監査役監査規程に基づき、取締役会その他重要な会議に出席し、各案件の報告を受け、また意見を述べるができる体制とする。
  - ハ. 監査役に上記の報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いをしないこととする。
  - ニ. 管理本部長と財務部長は監査役に対し、取締役会議事内容を説明の上、取締役会での討議を行う体制とする。
- ⑨ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- 当社は、監査役職務執行に必要な費用について請求があった場合、速やかに前払いまたは償還に応じる。
- ⑩ **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- イ. 監査役全員は取締役会ほか重要な会議に常時出席し、取締役職務執行に対して厳格な監査を行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役にその説明を求めることとする。
  - . 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ることとする。

### ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社及びグループ各社は、反社会的勢力に対して、一切の関わりをもたず毅然とした態度で臨み、不当、不正な要求には屈することなく応じないことを基本方針とする。

当社の総務部を反社会的勢力の対応部署とし、社団法人警視庁特殊暴力防止対策連合会（特防連）へ加入し、講習会をはじめ情報交換会等で情報を収集し、平素から所轄の警察署、暴力追放運動推進センター及び弁護士等と連携を密にして迅速かつ的確な行動がとれる体制とする。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社は、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに抵触する事態の報告と対策にて内部統制活動の強化に努めており、不祥事等の発生防止の観点から内部通報制度を設け、全役職員に周知させ、早期の問題解決を図っております。
- ② 当社は、取締役会規則に基づき、原則として月1回の定時取締役会を開催しており、当事業年度においては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を1回開催しました。定時取締役会では、月次決算報告及び決議の執行に関する事項や業務執行の状況報告がなされ、互いに職務の執行を監督し合いつつ意見助言を交えて、事業活動の活性化を図っております。
- ③ 当社は、監査役会規則に基づき、原則として月1回の監査役会を開催しており、当事業年度においては、監査役会を12回開催しました。監査役会は、監査計画に則り進捗状況を共有し、重要事項の報告については、協議又は決議を行い相互の情報交換に努めております。また、効率的な監査を実施するため、適宜、内部監査部門及び外部監査人と協議又は情報交換を行うほか、取締役及び使用人から、子会社の管理状況について報告を受けております。
- ④ 当社独立役員より、会社の慣習や暗黙の了解にとらわれない観点で、経営計画の合理性やリスク管理体制（与信、システム、コンプライアンス等）の在り方について報告を受け事業活動の活性化を図っております。
- ⑤ 代表取締役より指名を受けた内部監査担当者は、定期的な内部監査を実施し、監査結果を速やかに代表取締役に報告するとともに、後日、改善状況の確認を行っております。また、内部監査担当者は監査役や外部監査人と定期的に協議又は情報交換を行い、社内各部門の業務遂行状況に関する不備や課題及びその改善状況に関して情報の共有化を図っております。
- ⑥ グループ各社において、1事業所あたり50名以上の従業員がいる事業所を中心に、原則として月1回の安全衛生委員会を開催しており、従業員の労働災害の防止と健康管理の増進、職場環境改善などを協議し、従業員の安全と衛生の向上に努めております。

## 4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり35円とさせていただきます。すでに2021年12月7日に実施済みの中間配当金1株当たり35円とあわせまして、年間配当金は1株当たり70円となります。



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第85期 2022年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>40,157</b>
現金及び預金	3,308
受取手形及び売掛金	23,928
電子記録債権	3,515
商品	7,335
未成工事支出金	281
未収還付法人税等	1
その他	1,813
貸倒引当金	△27
<b>固定資産</b>	<b>24,268</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>12,167</b>
建物及び構築物	2,845
機械装置及び運搬具	67
土地	8,948
建設仮勘定	20
その他	285
<b>無形固定資産</b>	<b>388</b>
その他	388
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,713</b>
投資有価証券	5,964
長期貸付金	329
保険積立金	4,350
敷金及び保証金	357
退職給付に係る資産	344
繰延税金資産	139
その他	270
貸倒引当金	△44
<b>資産合計</b>	<b>64,425</b>

科目	第85期 2022年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>32,261</b>
支払手形及び買掛金	15,425
電子記録債務	9,308
短期借入金	3,928
一年内返済予定の長期借入金	1,021
未払法人税等	842
未成工事受入金	179
預り金	87
賞与引当金	473
その他	993
<b>固定負債</b>	<b>6,223</b>
長期借入金	3,204
繰延税金負債	1,534
再評価に係る繰延税金負債	316
役員退職慰労引当金	79
退職給付に係る負債	124
預り保証金	735
その他	228
<b>負債合計</b>	<b>38,484</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>24,270</b>
資本金	542
資本剰余金	466
利益剰余金	23,773
自己株式	△512
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,600</b>
その他有価証券評価差額金	1,281
土地再評価差額金	314
退職給付に係る調整累計額	4
<b>新株予約権</b>	<b>49</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>20</b>
<b>純資産合計</b>	<b>25,941</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>64,425</b>

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第85期
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	137,606
売上原価	123,074
売上総利益	14,531
販売費及び一般管理費	12,027
営業利益	2,504
営業外収益	1,061
受取利息	22
受取配当金	143
仕入割引	764
その他	130
営業外費用	141
支払利息	44
手形売却損	18
賃貸費用	16
営業外手数料	45
その他	17
経常利益	3,424
特別利益	488
投資有価証券売却益	22
固定資産売却益	465
特別損失	255
固定資産除却損	14
投資有価証券評価損	180
新型コロナウイルス感染症による損失	50
ゴルフ会員権評価損	0
その他	10
税金等調整前当期純利益	3,657
法人税、住民税及び事業税	1,446
法人税等調整額	△200
当期純利益	2,410
非支配株主に帰属する当期純利益	2
親会社株主に帰属する当期純利益	2,407

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第85期 2022年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>4,013</b>
現金及び預金	167
前払費用	58
短期貸付金	3,777
その他	9
<b>固定資産</b>	<b>19,702</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>11,270</b>
建物	2,454
構築物	25
車両運搬具	11
機械装置	48
器具備品	253
土地	8,456
建設仮勘定	20
<b>無形固定資産</b>	<b>17</b>
借地権	0
ソフトウェア	0
電話加入権	16
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,415</b>
投資有価証券	3,923
関係会社株式	1,753
出資金	140
長期前払費用	28
保険積立金	2,555
敷金及び保証金	12
その他	2
貸倒引当金	△1
<b>資産合計</b>	<b>23,716</b>

科目	第85期 2022年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>2,906</b>
短期借入金	1,700
1年内返済予定の長期借入金	975
未払金	65
未払費用	0
未払法人税等	139
前受収益	3
その他	22
<b>固定負債</b>	<b>4,555</b>
長期借入金	2,975
繰延税金負債	953
再評価に係る繰延税金負債	316
預り保証金	93
その他	217
<b>負債合計</b>	<b>7,462</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>15,084</b>
<b>資本金</b>	<b>542</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>466</b>
資本準備金	434
その他資本剰余金	32
<b>利益剰余金</b>	<b>14,587</b>
利益準備金	75
その他利益剰余金	14,511
固定資産圧縮積立金	1,931
別途積立金	4,420
繰越利益剰余金	8,160
<b>自己株式</b>	<b>△512</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,119</b>
その他有価証券評価差額金	804
土地再評価差額金	314
<b>新株予約権</b>	<b>49</b>
<b>純資産合計</b>	<b>16,253</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>23,716</b>



## 損益計算書

(単位：百万円)

科目	第85期
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	1,339
売上原価	372
売上総利益	967
販売費及び一般管理費	637
営業利益	329
営業外収益	111
受取利息	9
受取配当金	84
その他	17
営業外費用	51
支払利息	8
営業外手数料	36
その他	6
経常利益	389
特別利益	465
固定資産売却益	465
特別損失	193
固定資産除却損	13
投資有価証券評価損	180
税引前当期純利益	660
法人税、住民税及び事業税	269
法人税等調整額	△188
当期純利益	580

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

橋本総業ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 井	修
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡 邊	崇

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、橋本総業ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、橋本総業ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載事項

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、および監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

橋本総業ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 井	修
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡 邊	崇

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、橋本総業ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載事項

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

橋本総業ホールディングス株式会社 監査役会

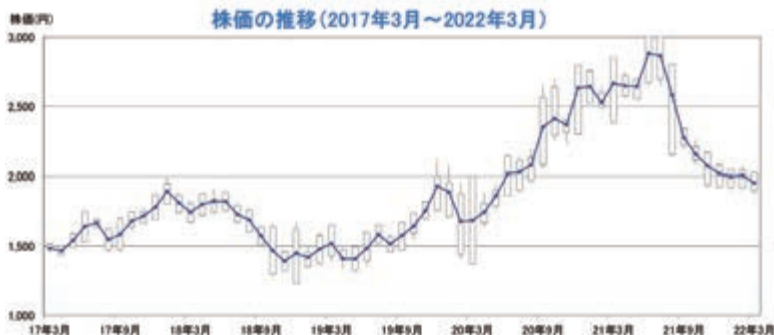
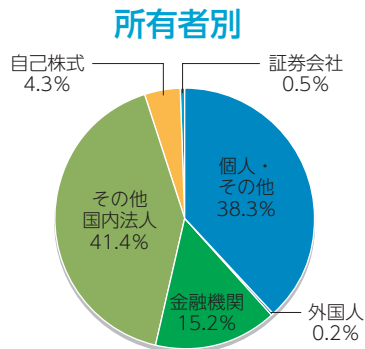
常勤監査役	橋 本 和 夫
監 査 役	森 口 昭 治
監 査 役	中 村 中 裕
監 査 役	吾 妻 裕

(注) 監査役森口昭治、中村 中及び吾妻 裕は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



## 株式の状況（2022年3月31日現在）



## 株主メモ

### 【株式に関するお問い合わせ先】

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話：（通話料無料）0120-782-031

証券会社の口座をご利用の場合は、三井住友信託銀行株式会社ではお手続きができませんので、お取引の証券会社へご照会ください。

証券会社の口座のご利用がない株主様は、上記のフリーダイヤルまでご連絡ください。

## 株主総会に関するお問い合わせ先

橋本総業ホールディングス株式会社

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町9番9号

電話：03-3665-9000（代表）

●オフィシャルURL

<https://www.hat-hd.co.jp>

## 人と企業と社会のサステナビリティに向けて

人の サステナビリティ	健康 医療 スポーツ	ホワイト500 みらいクリニック テニス、ゴルフ
企業の サステナビリティ	市場選択 中期取組 今期取組	プライム継続 3つのフル、みらい活動、機能強化、HSDG活動 10の約束
社会の サステナビリティ	社会貢献 DX化 グリーン化	産学連携 DXカンパニー グリーンカンパニー

## ESG活動

E 環境	①CO2発生量ゼロへ ②再生可能エネルギーの活用 ③水の有効利用	2030年1/2、2050年ゼロ 全社RE100 給排水研究会、水フォーラムとの取組み
S 社会	①プライム市場 ②社会貢献 ③健康・スポーツ	東証再編、プライム市場継続 地域連携、産学連携、業界活動 ホワイト500、みらいクリニック
G 企業 統治	①経営の透明性・健全性の強化 ②監督・監査機能の強化 ③意思決定機能の強化	指名・報酬委員会の設置 独立性の高い社外取締役、社外監査役の設置 常務会の設置

# SDGs (H-SDG) 活動

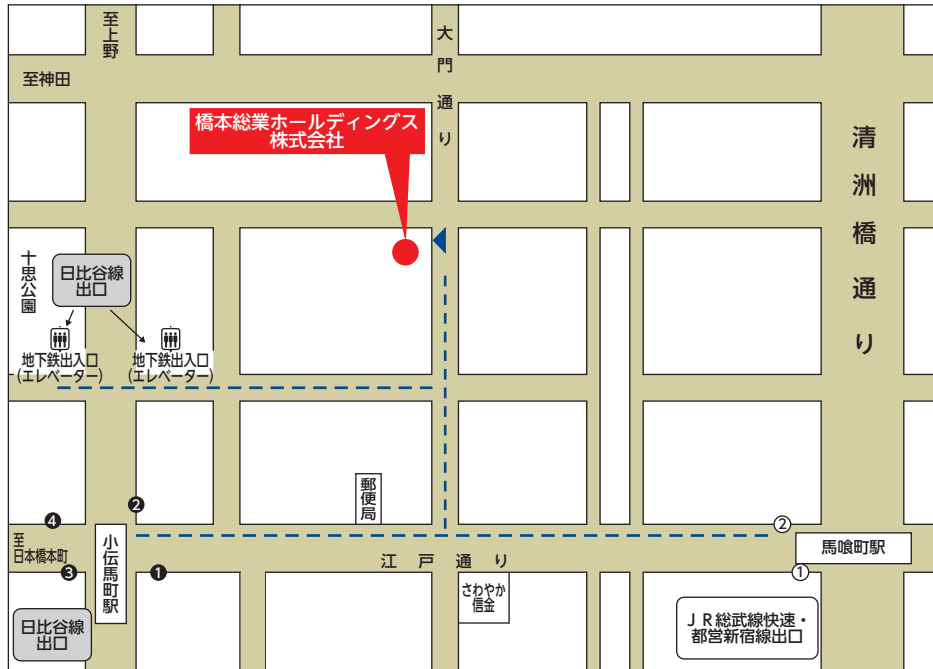
<p><b>H</b>health (ホワイト500)</p>	<p>みらいクリニック</p> 	<p>ホワイト500</p> 	<p>テニス日本リーグ</p>  <p>株式会社ホールディングス</p>
<p><b>S</b>ociety (プライム継続)</p>	<p>プライム市場継続</p> 	<p>地域連携</p> 	<p>業界活動</p> 
<p><b>D</b>igital (DXカンパニー)</p>	<p>OPS</p> 	<p>HOPE</p> 	<p>みらいクラウド</p> 
<p><b>G</b>reen (グリーンカンパニー)</p>	<p>RE100</p> 	<p>CO2削減</p> 	<p>グローバル化</p> 

# 株主総会会場ご案内図

## 会場

東京都中央区日本橋小伝馬町9番9号

橋本総業ホールディングス株式会社 本社7階会議室



## 交通

東京メトロ日比谷線 小伝馬町駅 下車徒歩3分 (①・④番出口)

※②は工事のため閉鎖中

J R 総武線快速 馬喰町駅 下車徒歩5分 (①・②番出口)

都営地下鉄新宿線 馬喰横山駅 下車徒歩5分 (①・②番出口)